

学習支援員 運営要綱

平成20年2月29日

教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立小学校・中学校・幼稚園・フレンドセンター（以下、「学校等」という。）の各教科で、基礎的・基本的な学習の充実を目指し、ティーム・ティーチングや少人数グループによる授業を行えるようにすること又は特別に教育的支援が必要な児童・生徒の集団不適應等の問題解決に資するため、大学生や地域等の協力を得て、学力向上及び支援体制の充実を図ることを目的とする。

(身分)

第2条 学習支援員の身分は、有償ボランティアとする。

(配置)

第3条 学校等に学習支援員を配置する。

(委嘱)

第4条 教育委員会は、学習支援員と認めた者に第4条に規定する活動を遂行させるものとする。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 伝染の恐れのある疾病のある者
- (2) 活動を行う学校等の正常な教育活動を妨げる恐れのある者

(活動内容)

第5条 学習支援員は、教育委員会及び配置学校等の管理者の指揮監督の下に、次に掲げる活動を行う。

- (1) ティーム・ティーチングや少人数グループによる授業の補助
- (2) 特別に教育的支援が必要な児童・生徒に対する個別的な支援補助
- (3) 学校等の敷地内における生活や学習の一部支援補助
- (4) 児童・生徒に関し、配置学校等の管理者が必要と認める事項

(活動回数・活動時間及び活動場所)

第6条 学習支援員の活動は、予算の範囲内とし、指導室長が決定する。

- 2 活動時間は、原則として8時00分から17時30分までとする。また、1日6時間を上限とする。
- 3 活動場所は、学校等のいずれかとする。なお、原則として学校等の敷地内で活動を行うこととする。

(服務)

第7条 学習支援員は、個人情報保護法及び板橋区個人情報保護法施行条例を

遵守し、教育委員会の許可があった場合を除き、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。登録期間が満了した後も同様とする。

- 2 学習支援員は、教育委員会から登録された者として、その活動の信用を傷つけ、又はその活動全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(委嘱の解除)

第8条 学習支援員が、次の各号の一に該当する場合は、その意に反して、教育委員会は登録期間満了前でも登録を解除することができる。

- (1) 学習支援員に担当させていた活動が中止・中断・終了した場合
- (2) 学習支援員として相応しくない行為があった場合
- (3) 心身の故障等のため、活動の遂行が不可能となった場合

(謝礼及び支払方法)

第9条 学習支援員の謝礼額は、1日当たり3,000円を上限とする。

- 2 謝礼の支払いは、学校等から提出された活動報告書に基づき、活動時間に応じた額を口座振替の方法により行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、指導室長が別に定める。

付 則

この運営要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この運営要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この運営要綱は、令和5年4月1日から施行する

付 則

この運営要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この運営要綱は、令和7年4月1日から施行する。